



倉敷市市民企画提案事業について

答 申

平成30年3月19日

倉敷市市民企画提案事業審議会

目 次

	頁
審查結果	2
個別講評	4
審議會委員名簿	7

(資料)

諮問書，倉敷市市民企画提案事業実施要綱

穏やかな春の陽射しと、桜の開花を待ち侘びながら、社会全体が新しい希望に満ちた年度をスタートさせようとしている今、倉敷市政に大いなる期待を寄せているところです。市民活動団体の公益的な活動を支援することで、市民活動の更なる発展と活性化を図るとともに、市民と行政の協働によるまちづくりを推進することを目的にしているこの倉敷市市民企画提案事業は、今回も多くの応募があり、それぞれの団体によるそれぞれの分野での活動に対し、心から敬意を表すところです。

百花繚乱を目標と掲げた平昌冬季オリンピック・パラリンピックが感動の元終演し、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて世の中が動き出しています。やはり、頑張っている姿に心を動かされ、気持ちが高揚し、やる気を彷彿させられる風潮があります。こういった流れを倉敷市市民企画提案事業からも感じ取ることができます。市民目線から問題解決に向かう事業を行うことで、倉敷市が良い方向に導かれることに期待してやみません。混沌とした現代において、少子高齢化、それに伴う心の問題、働き方改革、また相対的貧困時代に対応する施策、あるいは防災に関する事業等、そしてなによりも地域活性化に対する様々な課題に対し、多くの市民が取り組んでいただいていることに対し、全面的に支援するこの事業は、必要不可欠なものであると確信しているところです。

本審議会は、2月12日において、各団体からのプレゼンテーション、質疑応答を経て、厳正かつ公正に審査を行いました。すべての団体に対し、支援していきたいと思えるほど素晴らしい内容でありましたが、事業を通しての広がり・影響・効果等を鑑みて、本答申はその結果をまとめたものです。

審査した事業は、子ども達に対する健全育成の充実、安心安全の提供、健康増進、また地域の活性化事業、社会環境の改善につながる事業など、市民サービスの向上に寄与するものばかりでありました。これを契機にすべての団体が、ますます活躍できることを祈念する次第です。

最後に、倉敷市市民企画提案事業に格別のご理解とご協力を賜り、公開プレゼンテーションの実施に当たり、真摯に対応して頂いた全ての関係各位に、心よりお礼申し上げます。

平成30年3月19日

倉敷市市民企画提案事業審議会
会長 猪木直樹

審査結果

2月12日に開催した公開プレゼンテーションで、申込団体や市担当課が事業内容の説明を行い、その説明や質疑応答を通して、審議会が事業の実現可能性や団体の熱意など、次に掲げる審査基準にもとづいて審査を行った。

【審査基準】

区分	審査基準	審査の視点	点
団体	組織体制	知識、専門性、経験など他にない強みがあるか 事業実施、事務処理、広報など会員間で役割を分担しているか 自主財源（事業収益、寄付、会費）を確保する取り組みはあるか	20
	意欲	打ち合わせや活動を定期的に行っているか（開催頻度、参加会員数） 【新規のみ】課題解決に取り組む姿勢と熱意に共感できるか 【2年目以降】ブログ「まちづくりびと@倉敷」への投稿回数	
	活動	団体の信頼性を高めるため、運営や活動の情報公開をしているか 中・長期的な活動計画があるか 【2年目以降】設定した目標への取り組み状況	
目的	課題設定	解決しなければならないという点に共感できるか 設定した課題は社会的背景に合致しているか 市民ニーズは事実にもとづいて分析されているか	20
	公益性	利益を受ける範囲が限定的ではなく、不特定多数の市民に開かれているか 行政が補助してよい内容であるか 事業の実施により市民サービスの向上が期待できるか	
計画	有効性	課題解決に向け、的を射る有効な事業計画であるか 住み良いまちの実現に繋がる内容であるか 事業の発展や地域社会への波及効果が期待できるか	20
	妥当性	趣味的なものではなく、一般市民の理解が得られる内容であるか 事業計画は団体の設置目的に沿っているか 活動の実施回数は十分確保されているか	
	協働性 【協働事業 部門のみ】	団体と市の役割分担が明確かつ妥当であるか 団体が単独で実施するよりも、明らかに高い効果が見込めるか 事業計画に団体と市、双方の意見を反映しているか	
実現	創意工夫	活動を広く知ってもらおう工夫がみられるか 実施時期や開催場所の選定に、事業の効果を高める工夫がみられるか 新しい視点からのアイデアや独自性が盛り込まれているか	20
	実施体制	地域、団体、企業など、他の組織と実施に必要な連携が図られているか 事業遂行に必要な専門知識や技術を持ったスタッフを確保しているか	
予算	予算設定	過大な支出を抑えた、費用対効果の高い予算設定であるか 予算額の積算根拠が明確であるか 参加費を集めるなど、相応の受益者負担を求めているか	20

【審査結果】

次の表は事業を得点の高い順に並べたものである。各委員の持ち点を100点とし、全委員の平均点をその事業の得点とした。得点が50点以上の事業を採択できるものとしているが、今回はすべての事業で50点以上となっている。

順	事業名	団体名及び担当課名
1	聴覚障害者のための和太鼓ワークショップ事業(2)	備中邦楽の里フェスタ実行委員会
2	若者地域参加活動創出事業～若者の中間的就労支援はMamma Cafeから～	「倉敷のかあさん」Mamma Cafe 生涯学習課
3	人と猫が共存できる地域の環境対策としての「地域猫活動」	倉敷地域ねこ活動をすすめる会 生活衛生課
4	体験型離乳食教室「まんま教室」～あかちゃんから大人まで～	子育てひろば はなっこ 健康づくり課
4	ハートフルスポーツの集い	特定非営利活動法人スポーツライフ'91 天城 スポーツ振興課
6	玉島陶・服部地区に住みたくなる定住・移住環境の整備、移住希望者と地区住民との交流促進。	玉島陶・服部地域まちづくり協議会 企画経営室くらしき移住定住推進室
7	コミュニティ駄菓子屋事業	倉敷東学区社会福祉協議会 健康長寿課地域包括ケア推進室
8	障がい者・障がい児の「働きたい」を応援する事業～注文をまちがえるレストラン～	特定非営利活動法人 まこと
9	水島地区における、地域での小さな助け合い活動	特定非営利活動法人 かけはし
10	ひきこもり解消にむけて(家族の心のサポート&本人の居場所作り)	特定非営利活動法人 育々会
11	倉敷の古き良き文化活性化事業	操秋会

4位は同点

個別講評

聴覚障害者のための和太鼓ワークショップ事業

[自主事業コース]

聴覚障がい者が安心して参加できる事業として、ノーマライゼーションの理念を生かした取り組みであり、評価できる。前年度の取組み内容から、参加者への丁寧な配慮が伺え、事業の継続性が期待できる。また、段階的に対象者を拡大していく可能性も期待したい。さらに、学校や関係機関との連携により得た相乗効果を、30年度の事業につなげていただきたい。

大きな音が苦手といった障がい特性の場合でも参加し体で感じられるような工夫や、障がいの有無にかかわらず体験できる場の工夫をしていただきたい。

若者地域参加活動創出事業～若者の中間的就労支援はMamma Cafeから～

[協働・行政提案コース]

対応が難しい引きこもりの若者を支援し、就労体験を終えた若者が社会参加へ踏み出している実績があり、社会に必要な事業であると評価できる。ただ、昨年同様、資金調達の課題に対する工夫や行政と協働している効果が見えづらく、事業の発展や継続性に疑問が残る。補助金終了後の継続のために、例えば、観光客向けにメニューに寄付を上乘せする、野菜・果物・コメなどを安く提供してくれる人やフードバンクと連携するなど、収入を増やし支出を減らす取り組みが必要である。若者を語る会での他団体との意見交換は今後も続けていただきたい取り組みであり、行政には情報発信を通じた新たな団体の巻き込みを期待したい。

人と猫が共存できる地域の環境対策としての「地域猫活動」

[協働・市民提案コース]

猫の問題について、啓発パネルの展示や活動報告チラシの配布など、地域の理解を得る努力ができています。また、一般市民を対象にした啓発セミナーに、40名程度動員できていることも評価できる。次年度は協働事業コースでの提案であるが、捨て猫の防止のための啓発活動であれば、団体が単独で実施するよりも高い効果が期待できる。また、団体が地域で活動するときも、行政との協働事業であれば、住民もより受け入れやすいと考えられる。動物愛護の視点で猫問題に取り組む団体と、猫を処分する役割を担う行政という、異なる立場の主体の協働に期待する。

体験型離乳食教室「まんま教室」～赤ちゃんから大人まで～

[協働・行政提案コース]

日々、子育て世代と丁寧に接している経験が活かされた、利用者目線の取り組みである。事業の目的や対象者が複数あるため、目的ごとに対象者を絞って事業を展開することも必要となるだろう。ラミネートしたレシピの効果が出てきているとのことであるが、電話相談や、スマートフォン等で閲覧できる仕組みなどがあると、さらに広く利用が促されるものと考えられる。子育てに関心のある若者だけでなく、関心の薄い若者に対してもアプローチすることで、将来の子育てに良い影響を与えていただきたい。

ハ～トフルスポ～ツの集い

[協働・市民提案コース]

障がい者にスポーツの機会を提供する活動は、より良い社会の実現に寄与するものである。障がい者の新たな参加やリピーターを増やすために、参加者のニーズや満足度をアンケート等で調査し、用意する種目の種類に反映させたり、利用者の満足度の変化を家族に伝えていくといった工夫も考えられる。また、家族による送迎の負担軽減についても取り組んでいただきたい。今後は、障がい者施設など、より身近な場所で開催することによって、利用者が参加しやすい事業へと発展していくことを期待する。

玉島陶・服部地区に住みたくなる定住・移住環境の整備、移住希望者と地区住民との交流促進

[協働・行政提案コース]

スローライフを求める若い移住希望者に対し、「ほどよい田舎」をテーマにしたパンフレットや、ストリートビューを使ったwebサイトは、よく考えられた環境整備である。農業体験、交流会、研修会、かわら版と計画が具体的にされている点も評価したい。ただ、移住希望者に実際に紹介できる空き家物件が少なことは大きな課題である。また、地域の問題として広く住民に受け入れられているのかについても疑問が残る。特区指定など、長期的視点を持って地域を盛り上げようという熱意を大切に、行政と連携しながら、効果的なPRに取り組んでいただきたい。

コミュニティ駄菓子屋事業

[協働・行政提案コース]

一人暮らしの高齢者を人が集まる場に誘うだけでなく、地域住民の交流の活性化も同時に狙った計画であり評価できる。一方、報告によると、高齢者の負担感の高さや、親世代との交流の難しさなどの課題が生じているとのことである。様々な効果を狙うことは魅力的ではあるが、それで焦点が定まりづらくなっているのであれば、高齢者の居場所もしくは世代間交流のどちらかに絞込み検討も必要になってくる。また、子どもの参加意欲を高めるために、より駄菓子屋の雰囲気味わえる会場づくりや、駄菓子の種類を増やすなど、地域の繋がりづくりの好事例へと発展するよう、さらなる工夫に取り組んでいただきたい。

障がい児者・障がい児の「働きたい」を応援する事業～注文をまちがえるレストラン～

[自主事業コース]

既存の作業所に参加できない障がい者・障がい児の働きたいという思いの支援、福祉の場から一歩外に出る社会参加を促すことで、地域社会の障がい者に対する理解を促すというコンセプトに共感できる。しかし、関東で行われている認知症患者がスタッフとなるレストランの事例と、障がい者がスタッフとなる本事業とでは対応が異なると思われる。障がい者に対して、本人の自立支援に向けて、間違わないための配慮や工夫をお願いしたい。また、参加者への報酬についても、自立支援の手掛かりとして検討していただきたい。なお、「注文をまちがえる〇〇」というのはすでに既存の団体が実施しているため、商標の扱いを確認して実施をお願いしたい。活動の場を提供する経営者などの協力者と連携して理解者を増やし、新たな活動につながる事業となるよう期待する。

水島地区における、地域での小さな助け合い活動

[自主事業コース]

有償ヘルパーが関わりにくい分野への取り組みに焦点をあてた事業であり、見逃されがちな小さな困りごとを、身近な地域の中で解決していく取り組みは、高齢化と独居化の進行が進むこれからの地域に必要な事業である。人件費および印刷製本費などの支出がいまいな部分もあるため、精査をお願いしたい。特に、コーディネーターを中心に有償と無償の線引きを明確にし、民生委員等の役員が交代しても事業が継続できるしくみの構築をお願いしたい。有償ヘルパー事業を実施している団体の強みを活用し、高齢者支援センター、サロン実施者など関係団体と連携して、取り組んでいただくよう期待する。

ひきこもり解消にむけて（家族の心のサポート&本人の居場所作り）

[自主事業コース]

事業の継続に向けて、その都度、課題を見出し柔軟に対応している姿勢は評価できる。また、引きこもりの当事者だけでなく、その当事者家族も含めてサポートしようとしていることは理解できるが、家族間の問題は、第三者が介入しにくい課題であり、事業の対象を保護者に限定することも検討していただきたい。ひきこもりの当事者、家族の抱える課題については、主催者に福祉の専門家もいることから、様々な関係機関との連携もしながら、利用者やその家族のニーズを把握した活動内容となることを期待する。

倉敷の古き良き文化活性化事業

[自主事業コース]

若者や外国人に、倉敷の古き良き文化を、衣・食・芸能を融合した体験の場として提供する意義は理解できる。しかしながら、倉敷市内に伝統芸能や文化の専門家は多くおられるにもかかわらず、首都圏の講師を呼ぶ必要性については疑問が残る。また、着物の着付けについては、体験したことのない人に対しては、着付け教室の受講者による着付けではなく、プロの着付けによる着付けを経験することで、着物のよさや文化に触れる価値が高まると思われる。会の会員が、高い技術を持つ専門家であるからこそ、倉敷の文化をよく理解している地域の専門家との連携など、様々な関係機関との連携をしながら、講師の人選や講演の内容を検討いただき、本物の伝統文化に触れる体験の場となることを期待する。

倉敷市市民企画提案事業審議会委員名簿（第6期）

平成30年1月19日現在

氏名（敬称略）	所属等
いぎ なおき 猪木 直樹	玉島みなと若旦那会
いしだ まい 石田 麻衣	太陽綜合法律事務所 弁護士
いとう みさえ 伊東 美佐江	川崎医療福祉大学 医療福祉学部保健看護学科 教授
おかの てるみ 岡野 照美	岡田地区まちづくり推進協議会 事務局員 元 協働の指針検討委員会委員
かわさき しんご 川崎 信吾	玉島信用金庫 常務理事
きど けいこ 木戸 啓子	倉敷市立短期大学 保育学科 准教授
こばやし めぐみ 小林 恵	ひまわりの会 顧問
さとう まさゆき 佐藤 昌之	岡山県備中県民局 地域づくり推進課 課長
しんみょう としき 新名 俊樹	くらしき作陽大学 音楽学部音楽学科長 准教授
すやま たかやす 須山 恭安	NPO法人倉koi実行委員会 代表理事

50音順

倉敷市市民企画提案事業審議会

会長 猪木直樹様

倉敷市市民企画提案事業について（諮問）

倉敷市市民企画提案事業実施要綱（平成18年11月21日施行）第7条第2項の規定に基づき、次の倉敷市市民企画提案事業の採択に係る審査について諮問します。

平成30年1月19日

倉敷市長 伊東香織

記

- 1 平成30年度申込事業の採択審査
コミュニティ駄菓子屋事業 外10件

倉敷市市民企画提案事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自主自立した市民公益活動が多様に展開され、もって市民参加や協働によるまちづくりを推進するため、市民公益活動をしようとする団体が提案する事業(以下「提案事業」という。)に補助金を交付するものとし、その申請、選定及び補助金交付等に関しては、倉敷市補助金等交付規則(昭和43年倉敷市規則第30号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(提案事業の部門)

第2条 提案事業は、次に掲げる部門で構成し、各部門の補助の目的は別表に定めるところによる。

- (1) 自主事業部門(自主事業コース)
- (2) 協働事業部門
 - ア 市民提案コース
 - イ 行政提案コース

(申込団体)

第3条 申込みできる市民活動団体は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市内に活動拠点を有する団体
- (2) 組織運営等に関する規則、会則等が定められている団体
- (3) 提案時において、次のいずれかに該当する5人以上で構成している団体。
 - ア 本市内に住所を有する者
 - イ 本市内に勤務する者
 - ウ 本市内の高校、短大、大学その他の各種学校等に在学している者
- (4) 別表に定める要件に適合する団体

2 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、申し込みできないものとする。

- (1) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職にある者(候補者を含む。)又は政党等を推薦し、若しくはこれらに反対することを目的とする団体
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第

6号に規定する暴力団員が支配人，無限責任社員，取締役，監査役若しくはこれらに準ずべき地位に就任し，又は実質的に経営等に関与している団体

- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条の規定による処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体
（対象となる提案事業）

第4条 提案事業は，次の各号のいずれにも該当するものを対象とする。

- (1) 提案団体が実施主体となる事業
(2) 単年度で完結する事業
(3) 本市又は本市の外郭団体の補助を受けない事業
(4) 原則として本市内で実施される事業
(5) 協働事業部門は，本市が実施中又は実施予定としている事業と重複しない事業

2 前項の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当する事業は提案事業の対象としない。

- (1) 施設等の整備（不動産の取得を含む。）を主眼とする事業
(2) 個人給付等の補助的制度に関する事業
(3) 営利を目的とする事業
(4) 宗教上の教義，信者の教化育成等に係る事業
(5) 政治上の主義の推進，支持，反対等の主張又は表明に係る事業
（提案事業の公募）

第5条 市長は，提案事業を期間を定めて募集するものとする。

2 市長は，応募要領を定めて公表するものとする。

3 前項の応募要領には，審査の方法及び基準を記載するものとする。

（申込方法）

第6条 前条の募集に応じて申し込みをしようとする団体（以下「提案団体」という。）は，所定の申込書に次に掲げる書類を添えて，市長に申し込まなければならない。

- (1) 事業計画書
(2) 予算書
(3) 提案団体概要書
(4) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める書類

- 2 提案団体は、同一の募集期間内において1事業のみ申し込みできるものとする。
- 3 協働事業部門への申し込みにおいては、提案団体は、協働の相手方となる市の担当課（以下「市担当課」という。）と提案事業の内容について、事前に合意しておくものとする。

（提案事業の選考及び通知）

第7条 市長は、前条第1項の規定による申込書類の提出を受けた提案事業について、第5条第3項の規定による方法等により審査するものとする。

- 2 前項の審査にあたっては、市長が倉敷市市民企画提案事業審議会（以下「審議会」という。）に諮問するものとする。
- 3 市長は、審議会の答申を踏まえ、適当と認める提案事業（以下「採択事業」という。）を選考し、選考結果を当該提案団体に通知するものとする。
- 4 市長は、採択事業の概要及び選定理由を公表するものとする。

（経費の補助）

第8条 市長は、別表に定めるところにより、採択事業の実施に要する経費について、補助金を交付することができる。

- 2 同一団体に対する補助金の交付は、各コース合わせて5年までとする。

（対象経費）

第9条 補助金の交付の対象とする経費は市長が別に定める。

（採択事業の具体化と進行管理）

第10条 第7条第3項の規定により採択事業として通知を受けた提案団体（以下「実施団体」という。）及び市長は、それぞれの役割分担及び事業内容を明確にした協定書を締結するものとする。ただし、自主事業コースの実施団体についてはこの限りではない。

- 2 協働事業部門の実施団体及び市長は、協定書に則り、採択事業の実施及び進行管理を行うものとする。
- 3 市長は、進行状況並びに実施結果について、適時に公表するものとする。

（採択事業の変更）

第11条 実施団体は、次の各号のいずれかに該当するときは事業計画変更協議書を提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微なものについては、この限りでない。

- （1）採択事業に要する経費の配分を変更しようとするとき
- （2）採択事業の内容を変更しようとするとき

(3) その他申請に係る事項の変更をしようとするとき

2 市長は、実施団体から前項の申し入れがあったときは、直ちに実施団体と協議を行い、措置を決定し、通知するものとする。

(採択事業の中止等)

第 1 2 条 実施団体は、採択事業を中止し、又は廃止しようとするときは事業中止・廃止届を市長に提出するものとする。

2 市長は、実施団体から前項の届出があったときは、直ちに採択事業の中止・廃止に伴う補助金の返還を命ずるなど措置を決定し、通知するものとする。

(事業報告書)

第 1 3 条 実施団体は、採択事業が終了した日の翌日から起算して 3 0 日を経過した日又は当該年度の 3 月 3 1 日のいずれか早い日までに実績報告書としてとりまとめ、市長に報告しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認める場合はこの限りでない。

(報告会等)

第 1 4 条 市長は、中間ヒアリング及び事業実施報告会(以下「報告会等」という。)を開催するものとする。

2 実施団体は、市長が報告会等を開催するときは、主体的に参加しなければならない。

(採択事業の評価等)

第 1 5 条 採択事業の事業評価にあたっては、市長が審議会に諮問するものとする。

2 市長は、審議会から事業評価の答申があったときは、必要な措置を講ずるものとする。

(事務局)

第 1 6 条 事務局は、市民活動推進課に置く。

2 事務局は、次の事務を所掌する。

(1) 第一次審査となる書類審査に関すること。

(2) 円滑な事業実施への連絡や調整に関すること。

3 審査の公平・公正を期するため、市民活動推進課は、第 6 条第 3 項に規定する市担当課から除く。

(補助金に係る帳簿等の保存年限)

第 1 7 条 実施団体は、補助金に係る帳簿及び証拠書類を、事業完了後 5 年間保存しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年11月21日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、協定書を締結した採択事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月19日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成20年度又は平成21年度に新たに実施した採択事業のうち、引き続き平成22年度以降に採択を受けて実施する採択事業の補助率及び補助額については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月11日から施行する。

別表（第2，3，8条関係）

部門	自主事業部門	協働事業部門	
コース	自主事業コース	市民提案コース (団体の企画提案)	行政提案コース (市がテーマを提示し団 体が企画提案)
補助の目的	自主活動を充実・発展さ せるための補助	団体と市が協働という手法で実施することで、より 効果的になり市民サービスの向上につながる事業を 実施するための補助	
補助率	対象経費の90%以内	対象経費の75%以内	対象経費の100%以内
補助の上限	30万円	50万円	
応募要件	申込日現在で1年以上の 活動実績がある団体	自主事業コースで1年以上 の実績がある団体、又は同 等の実績がある団体	申込日現在で1年以上の活 動実績がある団体
補助年数	3年以内	3年以内	3年以内

交付額は千円単位（千円未満切捨て）とする。